## 重要土地等調査法について知りたい

## 相談内容

私が暮らす地域の一部が重要土地等調査法に基づき「注視区域」に指定されたとの広報がありましたが、その内容を教えてください。

## 対応

問い合わせを受けた山口行政監視行政相談センターでは、防衛関係施設の周囲などは、注視区域などに指定され、不適切な土地・建物(土地等)の利用が規制されることなどを説明し、詳細は、内閣府重要土地等調査法コールセンターに照会するよう案内しました。

## 山口行政監視行政相談センターから

近年、自衛隊基地周辺の土地を外国資本が取得するなど、わが国の防衛関係施設や国境離島周辺等の土地の所有・利用を巡り、安全保障上の懸念が示されてきました。

このため、国の安全保障上重要な施設 = 防衛関係施設、海上保安庁の施設、原子力関係施設、空港(自衛隊施設が隣接し、かつ自衛隊も使用する施設) = や国境離島等の機能を阻害する土地等の利用を防止するため、2022(令和4)年9月に重要土地等調査法が施行されました。

この法律では、これら重要施設の敷地の周囲おおむね千粒、または国境離島等の区域内にある土地等のうち、機能阻害行為を特に防止する必要があるものを注視区域に指定した上で、区域内の土地等の利用状況を調査し、機能阻害行為が認められた場合は、土地等の利用者に必要な措置を取るよう勧告・命令を行うとされています。なお、機能阻害行為とは、例えば、自衛隊等の航空機の離着陸やレーダーの運用の妨げになる工作物の設置、施設機能に支障を来すレーザー光の照射や妨害電波の発射などの行為をいいます。

また、注視区域のうち、施設等の機能が特に重要なもの、または機能の阻害が容易なもので、代替が困難なものは特別注視区域に指定されます。同区域内で200平方に以上の土地等の所有権移転(相続は除く)を行う場合は、土地等の売り主と買い主の両方に対し、契約締結前に内閣総理大臣への届け出を義務付けています。

なお、内閣府のホームページでは、注視区域などを掲載するほか、重要土地ウェブ地図により、参考情報として区域の検索・確認が可能となっています。

山口県内では、24(令和6)年12月1日現在で、次の区域が指定されています。

【注視区域】華山送信所、下関基地隊、六連島 S I F 局舎(下関市)、小月航空基地(下関市、山陽小野田市)、山口駐屯地(山口市)、大平山無線中継所(防府市、周南市)、防府北基地・防府送信所(防府市)、艦艇装備研究所岩国海洋環境試験評価サテライト、祖生通信所(岩国市)、上郷無線中継所(光市、田布施町)

【特別注視区域】岩国航空基地·岩国飛行場(岩国市)、見島分屯基地(萩市)、美川送信所(岩国市)、銭壺山無線中継所(岩国市、柳井市)

詳細や不明な点は、内閣府重要土地等調査法コールセンター(電話 0 5 7 0・0 0 1・1 2 5、対応時間は平日の午前 9 時半~午後 5 時半)にお問い合わせください。

(令和6年12月25日 山口新聞に掲載)